

有料職業紹介契約書

(甲) と、 株式会社 タスク (乙) とは
甲からの依頼に基づき乙が甲に行う紹介に関して、以下のとおり基本契約を締結する。

第1条 (目的)

甲は乙に対し、甲の必要とする人材の採用の為、人材の紹介を乙に依頼し乙はこれを承諾した。

第2条 (紹介の内容)

- 1, 甲が依頼した職位・職務要件等の人材求人情報に基づき、乙は該当する候補人材を求め該当者に対するコンサルティングを実施した上で適切と判断した丙を甲に紹介する。
- 2, 甲は乙に対し前項の求人の依頼にあたって、職業安定法第5条の3の2項に定める労働条件を文書で明示し、乙はこれを丙に明示して紹介を行うものとする。

第3条 (選考採用)

甲は乙が前条により紹介した丙を自ら選考の上、適当と認めた場合には、あらかじめ乙に示した求人条件に基づき採用する。この場合乙は甲に必要な助言を行う等選考採用が円滑に行われるよう支援する。

第4条 (労働条件の明示)

甲は丙の採用を決定した場合には、丙の就職にあたり労働基準法第15条に基づく労働条件を書面にて丙に交付し、甲および丙との間で別途、雇用契約を締結するものとする。

第5条 (対価の支払いおよび支払い方法)

- 1, 甲は乙が紹介した丙を採用し、就職に至った場合、人材紹介の対価として甲が採用する丙の初年度予定標準年収（税引き前支給予定額をいい、各種手当・賞与等も含む・交通費は除く）の30%を上限とした相当額およびその消費税相当額を支払う。
- 2, 甲および乙は丙の氏名、採用日、初年度予定年収、紹介料額、支払期日の事項を乙の作成する各書類により確認する。
- 3, 甲より乙への人材紹介の対価および消費税の支払いに関しては、支払期日までに乙の指定する銀行口座に振り込むこととする。振り込み手数料は甲の負担とする。
- 4, 対価の支払期日は丙が甲に入社した日の属する月の月末とする。

第6条 (対価の返金)

- 1, 乙が紹介した丙が就職後に甲の責任により退職に至った場合、乙は第5条の対価を返却しない。
- 2, 乙が紹介した丙が就職後に丙の責任により退職に至った場合、乙は下記の通り甲に対価を返却する。

- イ) 1ヶ月未満の場合は対価の80%
- ロ) 1ヶ月以上2ヶ月未満の場合は対価の50%
- ハ) 2ヶ月以上3ヶ月未満の場合は対価の20%